

協定締結医療機関施設・設備整備費補助に係るQ&A

5/14時点

項番	区分	質問	回答
1	総論	着手可能時期と事業を完了すべき時期は、それぞれいつですか。	<p>県での審査や交付決定等を経た後着手可能です。現時点では9月以降になる想定です。</p> <p>一方で、整備完了は施設・設備ともに年度内厳守で行っていただく必要があります。</p> <p>回答に当たっては、上記を踏まえ、ご検討をお願いいたします。</p>
2	総論	交付決定前に医療機関が入札を済ませることは可能ですか。	可能です。ただし、契約及び着工は交付決定後に行ってください。
3	総論	当該調査の目的は何でしょうか。	<p>県内の協定指定医療機関の各補助メニューに係る活用意向を確認するものです。</p> <p>なお、国の内示後に改めて交付申請手続きを行っていただく予定です。</p>
4	総論	当該調査に回答すれば、補助対象事業として決定されますか。	<p>当該調査の回答のみでは、決定となりません。</p> <p>調査への回答×切後に、医療機関から本県への実施計画書ご提出や県における審査、交付決定等の過程を経て、決定します。</p>
5	総論	補助事業として採択された場合、内容の変更は可能ですか。	原則、調査において回答した内容からの変更は出来ませんが、内示後に事業内容の変更を行う場合には、すみやかに県に報告してください。
6	総論	補助対象は「第一種協定指定医療機関及び第二種協定指定医療機関」とのことですが、具体的にどのように異なりますか。	<ul style="list-style-type: none"> 第一種協定指定医療機関は、「病床確保」に係る医療措置協定を締結した医療機関を指します。 第二種協定指定医療機関は、「発熱外来」及び「自宅療養者等医療」に係る医療措置協定を締結した医療機関を指します。

7	総論	第一種協定指定医療機関と第二種協定指定医療機関とで、補助メニューは異なりますか。	<ul style="list-style-type: none"> 第一種協定指定医療機関は、「新興感染症患者受入のための個室の整備等」、「新興感染症発生・まん延時に、多床室を個室化するための可動式パーティション設置や病棟の扉の設置、病棟のゾーニングを行うための改修等」、「個人防護具保管庫の設置や個人防護具保管スペース確保のための建物改修等」のほか、「簡易陰圧装置・PCR検査装置・簡易ベッド」の整備が対象です。 第二種協定指定医療機関（発熱外来）は、「個人防護具保管庫の設置や個人防護具保管スペース確保のための建物改修等」のほか、「PCR検査装置・簡易ベッド・HEPAフィルター付き空気清浄機」の整備が対象です 第二種協定指定医療機関（自宅療養者等医療）は、「個人防護具保管庫の設置や個人防護具保管スペース確保のための建物改修等」が対象です。
8	総論	「後方支援」や「人材派遣」のみの医療機関、また「検査」や「宿泊療養」に係る協定を締結した民間機関への補助メニューはありますか。	国の要綱において補助対象ではないため、県の補助事業としても補助対象外となります。
9	総論	現在、協定締結に向けた調整が概ね済んでいる医療機関は補助対象とならないのでしょうか。	補助対象には、協定締結済み医療機関のほか、現在、（意向確認調査において締結意思ありと判断し、）協定締結に向けた調整を行っており、締結見込みと認められる医療機関も含まれます。
10	総論	活用意向調査に回答しなかった場合も、補助対象となりますでしょうか。	活用意向調査において補助希望等を回答しなかった医療機関は、補助対象なりません。
11	総論	当該調査の回答に際して、事業計画書や見積書等の添付書類の提出は必須でしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画書は必須提出です。2回目の回答〆切までをお願いいたします。 見積書や工事費仕訳書等は、県における補助希望対象やその金額に係る確認の観点から、可能な限りご提出いただきますようお願いいたします。
12	総論	1度目の回答期間内に概算額等を回答後、2度目の〆切までに当該額が変更となった場合、フォーム上での上書き回答は可能でしょうか。	1度目の回答において回答した金額を上限としますのでご注意ください。なお、下方修正は可能です。
13	総論	補助金で整備した物や場所の処分や用途変更については、期限や制限はありますか。	当補助事業は国庫も含まれており、財産処分の取扱いは法律により定められています。補助金の返還の可能性もあることからご注意ください。 https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/tetsuzuki.html
14	総論	施設又は設備の整備費補助を受けた医療機関が、財産の処分制限期間経過前に、医療措置協定を変更・終了する場合、財産を売却等した上収入を国・県へ返還するのでしょうか。	補助金の返還をいただくことも十分考えられますので、ご注意ください。

15	総論	回答フォームにおける医療機関名が入力できません。	Myページから意向調査の回答ページに進むと自動で医療機関名が反映されるようになっています。 回答ページのリロード等を行うと医療機関名が空欄になってしまう事象が確認されていますので、その場合には、恐れ入りますが、改めてMyページから回答ページに進んでいただきますようお願いいたします。
16	総論	次の医療機関は、補助対象となりますか。 ・ 国立大学法人による医療機関 ・ 国立病院	・ 国立大学法人による医療機関は、県と協定を締結する場合、補助対象となります。 ・ 国立病院に関し、国が開設する機関は補助対象となりません。一方、国が所管する独立行政法人（国立病院機構、労働者健康安全機構、地域医療機能推進機構）は補助対象となります。
17	総論	一部補助メニューの補助基準額算出にあたり、面積の特定が必要な場合があります。 この場合の面積の捉え方を教えてください。	当該整備のため工事を行う部分の面積 を対象とします。
18	総論	設計費用や建築確認申請に係る費用は補助対象となりますか。	補助対象外です。
19	総論	施設整備では1平方メートルあたりの補助基準額を算出する必要があるが、補助上限面積や整備の上限額はありますか。	現時点において補助上限面積や整備の上限額は設定されておりません。 ただし、国や県の予算措置上の制約や審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、予めご了承ください。
20	病室の感染 対策に係る 整備	個室を新たに整備するのではなく、既存の個室における特定の設備のみの整備の場合も対象となりますか。 例) 個室におけるトイレのみの整備	工事を伴うものであれば、対象となります。ただし、入院患者の療養環境改善のみを目的とした整備の場合は補助対象となりません。整備を行わなければ感染症患者を受け入れることができない場合に、補助対象となります。
21	病室の感染 対策に係る 整備	陰圧装置は、工事により設置しないものも補助対象となりますか。	対象になりません。工事による設置であることが必須条件です。 工事を必要としない機器をご希望の場合、設備整備事業の活用をご検討ください。
22	病室の感染 対策に係る 整備	個室として、医療用・災害用コンテナを整備する場合、補助対象となりますか。	「感染症対応を目的とし」且つ「建築物として整備する」場合は補助対象となります。
23	病室の感染 対策に係る 整備	既存の老朽化したトイレやバス等をリニューアルしたい場合、補助対象となりますか。	補助対象外 です。十分にご留意ください。

24	病室の感染対策に係る整備	工事の上、手術室や救急患者の受入処置室に陰圧装置を設置する場合も、補助対象となりますか。	新興感染症の患者への医療を行うために整備が必要な場合は、補助対象になり得ます。
25	病室の感染対策に係る整備	既存多床室を新興感染症患者受入の専用病室として平時から計画し、当該多床室内にトイレを新設する場合、補助対象となりますか。	補助対象となります。
26	病室の感染対策に係る整備	「病棟等の感染対策に係る整備」事業を活用した可動式パーテーションの設置により多床室を個室化する場合と併せて、当該多床室の個室化スペース内にトイレを新設する場合、補助対象となりますか。	補助対象となります。
27	病棟等の感染対策に係る整備	特段の工事を要さず購入した可動式パーテーションを設置した場合、補助対象となりますか。	左記の場合、補助対象となりません。建築物に設置するための改修工事等を伴う場合に、補助対象となります。
28	個人防護具保管施設の整備	借地や賃貸物件内に整備する場合に補助対象となりますか。	本事業に限らず、施設整備事業の一般的な取扱いとして、 借地や賃貸物件における施設整備費用は補助対象となりません。
29	個人防護具保管施設の整備	個人防護具（PPE）保管庫として、一般に販売される物置を設置する場合も、補助対象となりますか。	単に設置するのみでは、補助対象となりません。 本件補助は「施設」整備が目的であり、 <u>工事に係る費用が補助対象となるため、土地に固着させる等の工事や建築工事を伴い、建築物として整備した物置の設置の場合、補助対象となります。</u>
30	個人防護具保管施設の整備	既存建築物内におけるキャビネットやロッカーの単なる設置は補助対象となりますか。	建築工事を伴わない場合、対象となりません。
31	個人防護具保管施設の整備	では、保管庫を別途建築の上、当該保管庫の内部にキャビネット等を設置する場合、補助対象となりますか。	当該保管庫の付属設備として一体的に整備する場合、補助対象となります。
32	個人防護具保管施設の整備	既存の部屋（CT室等）について、CT等を撤去の上、改修し、保管スペースとして使用する場合、撤去費用は工事費に含まれますか。	<u>改修工事と同一業者が当該撤去工事を行う場合、補助対象となり得ますが、別業者が行う場合、補助対象外となります。</u> 既存の建物の解体を行う場合等も同様です。
33	個人防護具保管施設の整備	PPE購入費用は補助対象となりますか。	対象となりません。

34	個人防護具 保管施設の 整備	保管施設までの通路を整備する場合、補助対象となりますか。 また、土地の造成費用・整地費用は補助対象となりますか。	いずれも補助対象外です。特に土地の造成費用等については、工事の見積書を 徴する際、工事費に含まれている可能性がございますので、ご注意ください。
35	個人防護具 保管施設の 整備	薬局等で複数店舗があり、何れかの店舗に共用保管庫を整備したい場合、補助 対象となりますか。	個別にスペースを確保できず、本県内のみの協定締結医療機関による場合、補 助対象となり得ます。申請は本店等の代表する店舗にて申請してください。
36	個人防護具 保管施設の 整備	1室を発熱外来と個人防護具保管庫のスペースとして改修する工事は補助対象 となりますか。	個人防護具の保管庫として使用するスペースのみが補助対象となります。全体 から保管スペースとして整備する面積を按分した金額が補助対象になると考え られます。
37	個人防護具 保管施設の 整備	医療機関の開設者等の自宅や関連施設への整備の場合も補助対象となりませ るか。	<u>医療機関の開設者が所有する近傍の敷地であれば医療機関の敷地外に設置する ことも差し支えないと考えられます。その場合でも、自宅等、医療機関でない 建築物における改修工事等は、補助対象となりません。</u> 例として、開設者の自宅敷地内の庭等における保管庫の設置等は、当該医療機 関が敷地内に保管スペースを確保できない場合に、 <u>医療機関の近傍の土地なら ば補助対象となり得ます。</u>
38	設備に係る 整備 (病床・外 来共通)	補助メニューの内、PCR検査装置について、PCR法以外の検査手法（NEAR 法、LAMP法等）も同義と捉えられますか。	○ あくまで一般論ですが、 ・ NEAR法やLAMP法は、PCR法とは核酸増幅のメカニズムが異なるものと 考えられます。 ・ 一方、RT-PCR法やリアルタイムPCR法は、PCR法として捉え得ると考え ます。 ○ 購入希望の機器がPCR検査機器に該当するか否かは、独立行政法人医薬品 医療機器総合機構の文書等を参考にしてください。 ○ なお、原則、医療機器として承認されているものが補助対象になり得ま す。 ○ 併せて、 <u>機器の用途が特定の感染症の検査に限定されておらず、複数の感 染症に対応可能な機器</u> であるよう、ご配慮ください。 ○ また <u>特定の検査キットのみならず、複数の検査キットに対応可能な機器</u> で あることを念頭に、機器の選定をご検討ください。 ○ 上記等を基に、審査過程で補助対象か否か確認させていただく場合がござ います。ご了承ください。

39	設備に係る 整備 (病床・外 来共通)	PCR検査装置について、業者による見積書では装置本体と共に最低限必要な検査試薬、検体採取用機材等消耗品が含まれているが、これらは補助対象となりますか。	PCR検査に活用する試薬等の消耗品は、補助対象外となります。
40	設備に係る 整備 (病床・外 来共通)	新興感染症対応を目的とした整備であれば、どんな場合も補助対象となりますか。	「新規購入」及び「増設」の場合のみ対象であり、「更新」は補助対象外となります。
41	設備に係る 整備 (病床・外 来共通)	補助対象となる設備を機能させるために一体に整備する備品や取付け工事作業等も含めて補助対象となりますか。	一体に整備する備品については、当該備品を設置しないと稼働しない場合に限り補助対象となり得ます。 また、取付け作業等も含めて補助対象となり得ます。
42	設備に係る 整備 (病床・外 来共通)	設備について、1病室に複数台の整備を行う場合、補助対象となりますか。	当該病室の面積等の観点から、どうしても複数台の整備を必要とする場合は対象となり得ます。 但し、整備後に会計検査院の検査等により、過剰な整備である等の指摘を受けた場合、補助金返還となる可能性がありますので、十分ご注意ください。
43	設備に係る 整備 (病床)	簡易陰圧装置につき、ダクト工事や陰圧ブースの設置等が必須な場合、当該経費は補助対象となりますか。 併せて、運搬費やダクトホースの費用は補助対象となりますか。	簡易陰圧装置について、ダクト工事や陰圧ブースと組み合わせなければ陰圧化できない機器の場合には、本体以外の導入経費も補助対象となり得ます。 運搬費やダクトホースの費用についても補助対象となり得ます。 但し、運搬費は、購入金額に含まれている場合に限り得ますので、ご注意ください。
44	設備に係る 整備 (外来)	HEPAフィルター付き空気清浄機につき、専用の陰圧ブースや簡易テントとの同時使用によりテント内を陰圧空間にすることが可能な機器の場合、補助対象となりますか。	HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なもの）について、専用の簡易テントと同時に使用することにより、簡易テント内を陰圧空間にできるものである場合には、「陰圧対応可能なもの」と捉えられると考えられるため、補助対象となります。また、陰圧ブースや簡易テントについては、購入する設備を稼働するために必要な附属品の場合には補助対象となり得ます。

45	設備に係る 整備 (外来)	HEPAフィルター付き空気清浄機を「陰圧対応可能」な機器に対象を絞っていますが、補助を受けるに当たり、陰圧室にする工事や陰圧ブースの購入設置までは求めていると考えてよろしいですか。	HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）を新設・増設する費用について補助対象としており、陰圧室にするための工事までを実施しなければ補助できないというものではありません。
46	設備に係る 整備 (外来)	HEPAフィルター付き空気清浄機につき、ULPAフィルター付き空気清浄機は補助対象となりますか。	ULPAフィルターがHEPAフィルターと同等以上の機能を有すると認められる場合、補助対象となります。
47	その他	令和7年度分に係る希望調査はいつ頃開始予定でしょうか。	令和6年5月中に実施予定 です。 なお、 <u>その後も別途調査等を実施する可能性があるため、その際はご協力の程お願いいたします。</u>